

## 令和元年度における独立行政法人北方領土問題対策協会の 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、官公需についての「中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）」第 5 条の規定に基づき、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成元年 9 月 10 日閣議決定。以下「基本方針」という。）」に即して、令和元年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

### 第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### (1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当協会は、令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が 261 百万円、比率が 57.0%になるよう努めるものとする。

#### (2) 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標は、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成 27 年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均 1.32%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の 3%を目指すものとする。」と定められていることから、契約比率が概ね 3%を目指すものとし、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

### 第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当協会は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組む。

#### (1) 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページ等への掲載に努めるものとする。

また、より多くの中小企業・小規模事業者が参加できるように、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項を仕様書へ明記することや仕様内容に応じた適切な公示期間を設定すること、説明会を可能な限り実施することなどに努めるものとする。

(2) 官公需に関する相談体制の整備

当協会総務課会計担当の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

(3) 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するため、引き続き品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の更なる活用のため、審査項目の設定方法についての検討を行う。

(4) 適正な予定価格の作成等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

協会は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

総務課会計担当の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(3) 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

(4) 組合の受注の機会の増大

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 本方針の適用範囲

本方針は、協会の全ての調達に適用する。

(2) 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、協会に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとする。

<推進本部>

- ・本部長 : 事務局長
- ・本部長 : 東京事務局 総務課長
- : 札幌事務所 事務所長
- ・事務局 : 東京事務局 総務課会計担当
- : 札幌事務所 管理グループ

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るための検討を行うほか、必要に応じて、各部調達担当者に対し改善策を指示する。

付 則

○ 本契約の方針の公表

法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。